

11月29日「有識者懇談会」で学術会議「法人化」の素案提示  
学術会議の反対を押し切り年内にも最終報告を出し、来春の国会で法制化強行の可能性

## 「独立性を高めるための法人化」のまやかしを暴き

### 学術会議はなぜ反対するのかを市民に伝えることが急務

小寺 隆幸

#### 急ピッチで進む学術会議「法人化」の動き

11月29日、内閣府の「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」第13回が4か月ぶりに開催され、二つの作業部会(WG)による組織見直しの見解案が示された。だがそれは昨年12月の内閣府大臣決定を前提に細部を具体化したものに他ならず、この間、懇談会やWGで学術会議が粘り強く要請してきた5点の見直し(右記)は一蹴されている。そこで29日にも学術会議は二つの文書で自らの考えを示した。

その会議での議論の内容は議事要旨が未だ公表されていないので不明だが、会議後の記者会見で岸座長は「政府と学術会議の距離が縮まりつつある。隔たりもあるので引き続き作業部会で議論を深めてもらう」と述べたと日経新聞は報じた。それだけ見れば今後も丁寧な議論が続けられ、学術会議が納得しない限り見切り発車はないとも思える。だが、NHKによれば「この案をもとに報告書をまとめる」とされ、さらに共同通信は「政府は、懇談会が年内にもまとめるとみられる報告書を踏まえ、組織形態などの法制化手続きを進める」と報じている。

昨年も12月に有識者懇談会が中間報告を出すと、その翌日に内閣府大臣決定がなされた。二つの作業部会と懇談会を仕切っているのは内閣府笹川室長であり、中間報告作成の時も懇談会で議論もされていないことを報告案に勝手に書き込んだ前歴がある。事態は笹川室長主導で急ピッチで動

#### 学術会議が見直しを求めた5項目

##### 【7月29日有識者懇談会での光石会長発言】

次の5項目は、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するもので、とうてい受け入れられない。

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること(独立行政法人のようなものは認めがたい)
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること(コ・オペレーションの考え方の逸脱)
5. 選考助言委員会の設置を法定すること(すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているので不要)

「より良い役割発揮のための制度的条件」において指摘した懸念が払拭されるよう、以上の5項目を満たす案も俎上にのせたくうえで、さらに議論を深めることを強く求める。なお、第12回有識者懇談会において、もしも上記の点に関しての懸念が十分に払拭されない方向で取りまとめが行われる場合には、日本学術会議として重大な決意をせざるを得ない。

いており、このままつき進めば、「理念なき法人化は『日本の学術の終わりの始まり』になる(梶田隆章前日本学術会議会長「日本学術会議の現在」『地平』24年10月号所収)。この「法人化」は何が問題なのかを市民に伝え、来年3月に法案を上程させないために、反対の声を広げることが急務である。

## 世論をミスリードしかねない報道

だがこの重大局面で、報道は本質的な問題をえぐり出すのではなく、内閣府や有識者懇の言葉を鵜呑みにし、「法人化もよいのでは」と世論を誘導するものになっている。

影響力が大きいNHKニュースは《日本学術会議を独立した組織に 国が財政支援も 原案ままとまる》という見出しでこう報じた。

「日本学術会議を国とは別の法人格を有する組織とし、高い独立性と自律性を持つ組織形態にすべきだとしています。その上で、総理大臣が会員を任命している仕組みを改め、政府は会員の選考に関与せず学術会議が客観的な方法で選考するよう求めています。一方、学術会議が国民から期待される機能を十分に発揮するという前提のもと、国が必要な財政的支援を行い、監査も行うべきとしています。」

学術会議の反対意見には全くふれていない。

共同通信も見出しは《学術会議会員選考、政府関与せず 法人化で有識者作業部会が見解案》となっている。「政府関与せず」と記者会見で言われたことをそのまま見出しにすることで、この「法人化」の本質が政府による介入の制度化であることを見えなくさせている。本文では「学術会議側は助言委新設に反発しており、懇談会は議論を続ける」と対立があることは示しているが、なぜ反発しているのかを記していない。

日経新聞の見出しも《政府と日本学術会議、会員任期など一致》と「一致」が前面に出ている。それでも本文には「考え方にはなお隔たりがある。学術会議側には役職を置くことでアカデミーとしての理念が揺らぐとの懸念がある」との学術会議の考えが紹介されている。

読売新聞も《学術会議 会員増を了承》と掲げ、本文で「監事を政府が任命する案などに反発している」と書くに過ぎない。

見出しに「対立」を明示したのは朝日新聞で、《学術会議法人化案、会員300人に増員へ 監事らの首相任命案は対立》としている。本文でも「新法人の監事や外部評価委員会の任命を首相が担うとする案などについては、中立性が損なわれるとして学術会議側が反対しており、引き続き議論する」と学術会議の主張を紹介している。

確かに「法人化」の問題はわかりにくい。「任命拒否」は学術の独立性への不当な介入が誰の目にも明らかで多くの人々が声をあげた。しかし昨年の大臣決定は「政府等からの独立性を徹底的に担

保することが何よりも重要であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい」と掲げ、その実、「法人化」に当たって様々な罫を仕組んできた。(それについては本ニュースレター84号参照) そのまやかしを暴くべき報道が十分機能していない中で、「法人化」もよいのではという雰囲気醸成されている。

## 粘り強く抵抗する学術会議に資金面の脅し

その後12月5日に第10回組織・制度WGが開催された。議事内容はまだ公表されていないが、5日の読売新聞オンラインは《日本学術会議の法人化議論、人事・財務監査を巡り平行線…有識者懇談会の報告書取りまとめも不透明》と報じた。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/3026687578de2af55f60d1b9685c304bbbe86a02> 要旨を紹介する。

\*人事や財務監査への関与を巡り、政府と学術会議側の主張が平行線。政府：財政支援を行うには、透明性の確認が必要⇔学術会議：独立性を損なうと反対、**決着は見通せていない。**

\*「監事」を政府が指名する案について懇談会メンバーは、「納税者の代表として監事を置く」との意見で一致⇔学術会議：受け入れられないとの姿勢を崩さなかった。

\*政府：政府任命の外部有識者からなる「評価委員会」による業績評価、身内びいきの会員選考とならないための「選考助言委員会」の設置を求める。⇔学術会議：「独立性・自律性を侵害する」。「独立性と金をてんびんにかけるのか」。

\*懇談会は年内にも最終報告書を取りまとめたい意向だが、先行きは不透明。内閣府幹部は「法人化し、より良い組織に変わらなければ、**今までと同じような財政支援は難しくなる**」と指摘。

全ページの5項目のうち、1、2、5について激しい議論が交わされたことが窺える。ただ学術会議はオブザーバーに過ぎず、有識者懇談会が見切り発車する可能性はある。その場合、光石会長が語ったように学術会議は「重大な決意」を行うだろう。それを恐れて内閣府はなんと、「法人化」しなければ現在の10億円に満たない政府支出さえ削減するという恫喝を行なったようである。

このような内閣府の暴走に対して、今、学協会が、市民が声を上げねばと思う。

## 本質的な論点について市民と対話を

この読売の報道は具体的な対立点、そして学術会議の主張の一部を紹介してはいるが、読者は「透明性」を求める政府に対して、「身内びいき」だ、

既得権保持だと思いかねない。8月29日の産経新聞社説は、今回の素案の内容が議論された7月の懇談会について、学術会議が身勝手だと印象付けるとともに、「改革」の狙いを明確に述べている。

<https://www.sankei.com/article/20240829-6U4B2NNIBJPF3MUADOKLVUJDCA/> 要点を示す。

\*税金を投入する以上、**透明性**を確保し、**国益**にかなった「ナショナルアカデミー」にすべきだ。

\*国民の**税金をもらいながら、第三者の監査も評価も拒むのはあまりにも身勝手**である。これでは**国民の理解**は到底得られまい。「独立」や「自由」の意味をはき違えていると言わざるを得ない。そこまで抵抗するなら、**国費に頼らず、自ら財源を調達する仕組みを作る**のが筋である。

\*改革案だけでは不十分。**閉鎖的かつ独善的な学術会議の問題の本質は、日本を守る軍事研究を忌避してきた反国民的体質**にこそある。一連の声明を撤回すべきだ。

\*学術会議が本当に生まれ変わるには、組織や制度だけでなく**体質を変える**必要がある。

これらの考えが、全人類の普遍的な共有財産としての学術のあり方、学問の自由と権力からの独立の意味を理解しない謬論であることは、これまでも学術会議の文書や様々な方々の論考で明らかにされてきた。しかしそれが多くの市民に届いているとは残念ながら言い難い。

今こそ、市民の素朴な疑問やマスコミによって誘導された意見に対して丁寧に答えることが求められている。例えば次のようなことである。

\*国民や国家のための学術という論理が何をもたらすのか。学術が国益の下に置かれることによって、かつての戦争中、学術も戦争に動員され、その結果多くの人々が無謀な戦争により犠牲になったことの反省から学術会議は出発したのである。

\*学術は全ての人々にとって価値ある公共のものだからこそ、私たちは税金で支える。政府が資金を出すから政府の言うことを聞け、という論理は、主権者である私たちを無視している。内閣府室長の発言「国民の代表が政府だから政府が任命する」は民主主義を履き違えている。

\*学術と政府は常に緊張関係にあり、政府の介入をなくすことが学術の独立の大前提である。

\*透明性を保証するガバナンスは、政府任命の監事や委員が担うというトップダウン型ではなく、パブリックコメントや多様な人々とのコミュニケーションと参加により運営の透明性と説明責任を

果たすネットワーク型であるべきである。

毎日新聞10月10日夕刊掲載の「社会問題化しない学術会議の法人化強行～『御用学者』以外は不要？」(千葉紀和記者)はこう締めくくられている。「時の政府や権力者に迎合する『御用学者』ばかりの国は危うい。でも、利害やしがらみ優先の科学的合理性を欠く政策が、お手盛りの審議会でまかり通る世の中に慣れると、感覚がまひしてしまふ。戦後、『科学技術創造立国』を目標に掲げたこの国で再び生じた不穏な動き。『終わりの始まり』が問題化しないことが問題では。」

私たちが学術をどう捉えるかが問われている。

## 資料1「これまでの議論と今後の検討(未定稿)」24.11.29 概要と簡単なコメント

懇談会に出された資料と議事要旨は内閣府「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」のページからダウンロードできる。

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai.html>

その中からまず原案とされる第13回有識者懇談会資料1の要旨を紹介する。これは二つのWGの連盟で出されているが、これまでと同様、内閣府笹川室長がまとめたのではないかと推察する。なお付記した3つの図は有識者懇で笹川室長が示した図であり、笹川室長による説明は、その前に開催された二つのWGの議事要旨で読むことができる。ここでは説明は省略し、図のみ載せた。

\*検討や注意を要すると筆者が考えた部分を赤字にし、小寺の個人的コメントを青字で加えた。それが適切か否かは各自で判断していただきたい。

### 1 使命・目的

#### (1) 使命・目的等

○学術会議の使命・目的は、学術の在り方の問い直しも含めた学術の方向性や学術と社会の関係をなどを中長期的な視点から俯瞰的に議論すること。

○国から独立した組織として発展していく学術会議の将来を展望するとき、**Science for science(あるものの探求)**、**Science for society(あるべきものの探究)**を両輪としつつ、哲学や倫理などの視点も交えて学術の在り方を問い直し、学術の方向性や社会との関係も含めてその統合を志向するような俯瞰的な議論を通じて、学会や審議会ではできないナショナル・アカデミーにふさわしいオンリーワンの活動、世界的・社会的にインパクトのある提言等を行うことが期待されている。

(「科学のための科学」とともにブダペスト宣言1999は「社会のための科学」を掲げたが、政府はその意味をすり替えていることに注意)

○ 国民や社会と適切にコミュニケーションをとり活動していける組織であることが求められる。

(内閣府室長はしばしば国民の代表が政府であると言明している。また「社会」に言及する際も、市民社会より産業界を念頭に置いている。)

○ 新たな学術会議の基本理念は、世界の学界と提携し学術の進歩に寄与するとともに、学術の向上発達及び学術の成果を社会に還元し社会の課題を解決することを通じて、国民及び人類の福祉並びに我が国及び人類社会の発展に貢献すること。

(学術は国境を越え全人類のためであり、ことさら国の発展を掲げることは学術を歪めかねない。)

○ 学術会議がミッションに沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負う。

(政府にとって期待される機能が発揮されなければ支援しないということを意味する)

## (2) 法人形態

○ 我が国の科学者を内外に代表する地位、政府に学術的助言を行う権限等は引き続き法律で認める。組織形態は以下の基本理念で設計を進める。

(現学術会議法は政府に対する勧告権を明記しているが「学術的助言」にすり替えられている)

① 会員の主務大臣任命を外し、政府は会員選考に関与しない

(法人化すれば任命行為自体がなくなるから学術会議の独立性が強化されると懇談会でも語られた。だが任命行為は形式的とされてきたことを踏みにじったのが菅政権であり、その反省なくしてさもより良くなるように言うのは欺瞞である。)

② 主務大臣による法人の長の任命と中期計画の認可は行わない。独立行政法人のような組織にはしない。

(実際には同じような制度を組み込んでいる。)

③ 国の機関のような人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約を外し、マネジメントの自律性を高める。

④ 必要な法定事項以外は学術会議の内部規則等に委ねる。

⑤ 活動・運営や会員選考の自律性を前提としつつ外部の意見を幅広く聴く仕組みを担保。

(内閣府室長は2年前に、「聴くことは尊重することだ」と語った。自律性とは相いれない。)

⑥ ミッションに沿って活動・運営していることを国民に説明する仕組みを担保する。

⑦ 学術会議が国民から期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国が必要な財政的支援を行うことを明らかにする。

(「国民の代表=政府」と内閣府は考えており、政府の期待に沿わねば資金は出さない)

○ 活動・運営全般について外部の意見を聴くことは、国民から法律によって負託されたミッションをよりよく遂行するために不可欠。少数の科学者だけが内輪の論理で独りよがりになってしまうのではないかという懸念を生じさせないためにも、国民との約束として法律により制度的に担保されることが求められる。

(科学者の代表として学術の問題を話し合うことを少数の独りよがりということは許せない。)

学術会議が我が国の科学者を内外に代表する地位、国に学術的助言を行う権限、国からの財政的支援などを法律によって保障されるのは、国民から法律によって負託されたミッションを適切に遂行するためである。活動・運営がミッションに沿って行われていることを国民に説明する仕組みも、国民との約束として法律により制度的に担保されなければならない。

○ これまでに行ったヒアリング等により、我が国の法人制度においては、国による財政的支援とガバナンスへのコミットメントとはトレードオフの関係にあることが明らかになっている。

(学術はすべての人に価値あるものだからこそ公的資金で支えるべきであり、学術の政府からの独立を保障するために政府は関与すべきではない)

## 2 業務等

### (1) 業務及び権限

○ 組織及び業務の目的は、学術に関する重要事項の審議や政府に対する学術的助言、学術に関するネットワークの構築及び活用、国民及び社会との対話の促進、国際的な連携及び交流などを行うことにより、学術の向上発達に資するとともに、行政、産業及び国民に学術的な知見を提供し、学術の成果を還元すること。

### (2) 中期的な活動の方針等

○ 中期的な活動の方針を策定し、ミッションの明確化・具体化を図り、積極的に発信していく。

○ 記載事項は、業務(学術的助言、国際活動、各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進)の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務など。

○ 予算要求の実質的な根拠及び評価・監査の基準となるから、外部の意見を幅広く聴きながら策定する。運営助言委員会及び日本学術会議評価委員会の意見を聴く形で制度的に担保する。

(活動方針も大臣が任命する産業界などの人々の意見を聴き(尊重して)作成することになる。)

○ 予算要求の前提として、中期的な活動方針を踏まえた具体的な年度計画を作成する。

### 3 会員及び会員選考

外部に説明できる選考の仕組みを整えることを国民との約束として制度的に担保する。

#### (1) 国民が納得できるメンバー

○ 科学者の価値は「新しい知識の創造」であり、会員選考において very best (学術的な卓越性) が最終的な価値である。

○ 性別、所属機関、地方在住者、若手研究者などととも、新分野・融合分野などの学術的なダイバーシティや国際的な観点におけるダイバーシティの維持・向上に努める

#### (2) 国民に説明できる選考方法(客観性・透明性等)

○ コ・オペレーション方式を前提としつつ、投票のプロセスを組み合わせる。

○ 選考プロセスは、選考助言委員会の意見を聴きながら学術会議が自律的に決定することが適当だが、次の大枠は制度的に担保されること。

① ダイバーシティの大枠、専門分野の設定及び会員数の配分をあらかじめ定める

② 大学、学協会、国研、産業界等からの候補者推薦の仕組みを設けること

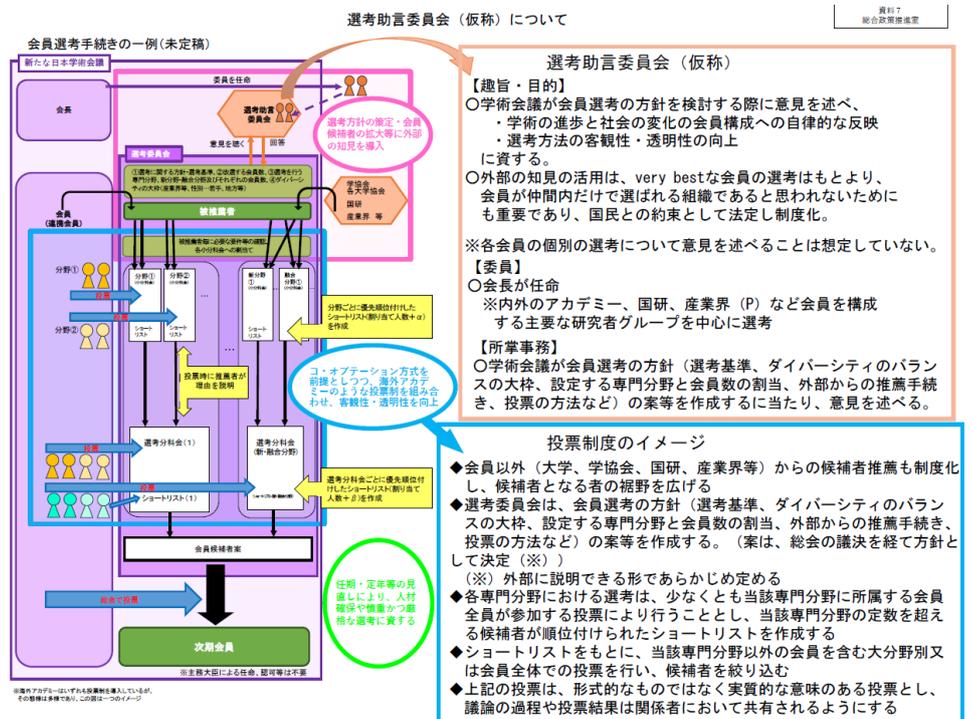
③ 専門分野における選考は、当該専門分野に所属する会員全員が参加する投票により行う

④ ショートリストをもとに、大分野別又は会員全体での投票を行い、候補者を絞り込む

⑤ 実質的な意味のある投票とする

#### (3) 会員数・連携会員(協力会員)及び身分

○ 会員数を250人以上300人程度まで増員。連携会員制度に代えて会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みを整備。



○ 任期は6年のままで再任可・75歳定年。

#### (4) 選考助言委員会

○ 選考助言委員会を通じて外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性や、委員会が選考基準や手続きについて意見を述べることで、コ・オペレーションや自律性の制約にならないか懸念する向きもあるが、

- ・ 委員は会長任命であり、すぐれた研究又は業績を有する者であること
- ・ 意見の対象は選考に関する方針や手続きであり、各会員の個別の選考について意見を言うことは想定されていないこと
- ・ 意見に法的な拘束力はないこと
- ・ 議論の過程は記録に残し検証可能であることなどが前提であり、学術の独立性や自律的正統性との関係で問題を生じることは考えにくい。

(会長任命というが、2年前の法律案の際にもCSTIと協議して会長が任命する、と笹川室長が語ったようにフリーハンドとは限らない。政府の意向を無視して任命できるだろうか。また「選考方針」の内容も幅が広く、例えば産業界の会員を増やすことなども選考方針として決められる。そもそも自律的選考に外部の助言を求めること自体が矛盾で、上記案でさえ「問題が生じることは考えにくい」と言うだけで生じないと言えない。)

#### (5) 新たな学術会議の発足時の会員の選考

(A) よりオープンで慎重かつ幅広い選考方法  
○ 新たな日本学術会議の発足時の会員の選考は、その後のコ・オペレーションによる会員選考のベースになるので極めて重要。初期メンバーと

してvery bestの会員を選ぶためには（学術的な卓越性）、**現会員だけによるコ・オペレーション**ではなく、**多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考することが望ましい**。学術会議のミッションに沿って、新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上など学術の進歩と社会の変化も踏まえて適切なセットアップを行い、その上で、それ以降の通常の会員選考については、very bestの新会員によるコ・オペレーションによる。

○ 具体的な選考方法は、検討中である。

（たとえ法人化されたとしても、政府や産業界の人が加わって学術界代表を選ぶということ自体がありえない）

(B) 現会員として任期が残っている会員の取扱い  
○ 法人発足時に会員任期为3年間残している人たちは、新会員として選考されることも可能である。反対に現在の会員としての任期为3年間残している人たちが任期6年を前提に任命されていることを重く見て、選考を経ることなく新法人の会員とみなすことも考えられる。

#### 4 内部組織

##### (1) 総会及び役員会

○ 最高意思決定機関として総会を置く。総会の下に役員会を置く。

##### (2) 会長等

○ 会長には、学術的に卓越した業績に加えて・学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン・組織マネジメント及びガバナンス能力・経験・会員や国民・社会とのコミュニケーション能力なども必要。

○ 会長は常勤又は非常勤の一方にあらかじめ限定せず、勤務形態を弾力的に設定する。

○ 任期3年・1度に限り再任可とする。

○ 会長は会員の互選。学術会議の内部に**会長選考委員会（仮称）**を置くことが考えられる。

#### 5 ミッションに沿った活動・運営の支援

##### (1) 財政基盤

※新たな学術会議の会員となる候補者については、現会員等に加えて、外部（大学、学協会、国研、産業界など）からも推薦を受ける（通常の会員選考の場合と同じ）

※（P）現会員、元会員も新たな学術会議の会員の候補者となり得る

	平成17年法改正	A	B	C
特別な選考委員会	会長が、学識経験のある者のうちから、 ➢ 総合科学技術会議の指定議員 ➢ 学士院院長と協議の上、選考委員を任命する	会長が、学識経験のある者のうちから、 ➢ 産業・国民生活における学術に関する研究成果の活用状況 ➢ 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有するものであって、内閣総理大臣の指定する者と協議の上、選考委員を任命する	設立委員が、学識経験のある者のうちから、 ➢ 産業・国民生活における学術に関する研究成果の活用状況 ➢ 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有するものであって、内閣総理大臣の指定する者と協議の上、選考委員を任命する	設立委員が、学識経験のある者のうちから、選考委員を任命する
	（選考委員会は学術会議に置く）	同左	（選考委員会は内閣府に置く）	同左
	選考委員が新会員の候補者を選考する	同左	同左	同左
選考委員会の選考結果	選考委員会の選考結果を本則で選ばれた会員とみなす	学術会議は、選考委員会の選考結果を設立委員に報告する	—	—
会員の選定	—	設立委員は、選考委員会の選考結果に基づいて会員を選定する	設立委員は、選考委員会の選考結果に基づき、学術会議の意見を聴いて、会員を選定する	同左

○ 予算は運営するための経常的な経費、ミッションオリエンテッドな課題に関する費用、自主的な活動に関する経費の3つに大別される。

○ 財政面での独立性・自律性の確立、活動の活性化や水準の向上という観点からも、**財政基盤の多様化に向けての努力**が求められる。

（多様化とは政府や産業界から諮問された場合、その対価をいただくなどだが、学術の独立性が歪められかねず行なうべきではない）

##### (2) 事務局機能の強化 略

##### (3) 運営助言委員会

○ 運営助言委員会は、**中期的な活動の方針や予算案の策定、組織の管理・運営などについて、外部の視点・知見を提供する。**

○ 運営助言委員会は**アドバイザーリーボード**のような専門性と機動性の高い組織として設計・運用

○ **会長が委員を任命**するに当たっては、幅広く外部の視点・知見を提供できる**ダイバーシティの高いメンバー**とする。

##### (4) 活動・運営の評価等

○ また、評価委員や監事を**主務大臣が任命**することはナショナル・アカデミーの基本理念と矛盾するのではないかという心配もあるが、**評価・監事は学術会議の活動（提言など）の学術的な価値を判断するものではなく、ミッションに沿って活動していることを国民に説明するためのガバナンスの設計方法の問題**である。評価される人が評価する人を選び、監査される人が監査する人を選ぶのでは納得性・信頼性を欠き、評価・監査したことにならない。

（政府からの独立を掲げているのに大臣が任命す

ということ自体がおかしい。監査は必要で、これまで学術会議が選んだ第三者の監事が監査を行ってきた。社会には自ら監事を選ぶ組織が少ない。それが間違っているのか。もし学術会議任命ではだめだといふのであれば学術会議とは異なる独立した組織が幹事を任命する、あるいは国会承認とするなどの制度を考えるべきである。）

#### (A) 自己点検・評価等

○ 学術会議は、毎年、業務、組織・運営、財務の状況などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を

日本学術会議評価委員会に報告し公表。

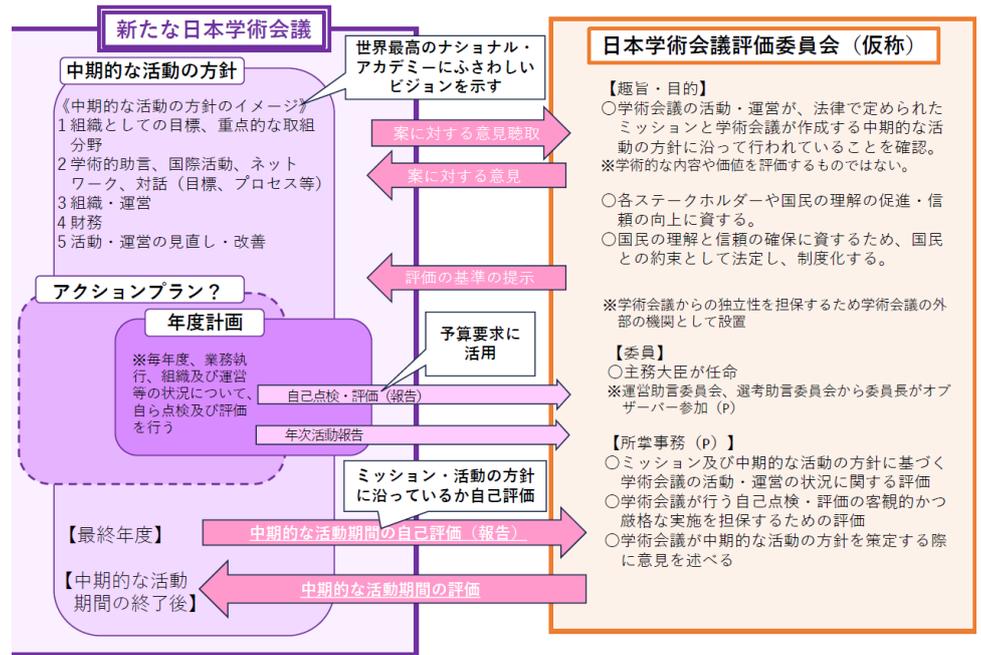
#### (B) 日本学術会議評価委員会（仮称）

○ ミッションに沿った活動・運営を行っていることを国民に説明するための仕組みとして、評価委員会を設置し、学術会議が行う自己評価をもとにトレースし、国民に説明することが適当。

○ チェックポイントの例、ミッションや中期的な活動の方針を踏まえた課題設定がなされているか、ステークホルダーとコミュニケーションをとっているのか、俯瞰的な議論をしたか、提言発出後に十分にフォローアップが行われたかなど。

○ プロセス評価とでもいうべき方法を中心に、毎年の自己点検・評価を活用したパフォーマンスの確認も併用しステークホルダーへの説明・議論を通じて活動・運営の状況を国民に可視化。

（国民への説明と言うのであれば、今も学術会議が行っている様々な対話とともにパブリックコメントなどを活用することが重要。ステークホルダーと曖昧にしているが、その中心は産業界で、その意を受けて学術が歪められかねない。なお学術会議の大久保第一部副部長が、11月5日の組織・制度WGで次のように発言した。「国自身の政策評価ではそもそも第三者機関としての評価委員会は置かれておらず、パブリックコメントもされていない。そういうものも政策評価として現在なされている中で、学術会議はきちんとパブコメをして国民に説明責任を果たすやり方で自己評価、それから学術会議が設置する外部評価の適正を担保し、説明責任を果たし、透明性を確保する、そうい



うコンセプトになっている」（議事要旨 p.34）

#### (C) 監事

○ 組織が定められたルールに基づいて適正に活動しているかを見ていくことで、組織のミッション遂行に貢献することを職責とする。

○ 監事は法人の長と緊張関係にありつつも良き理解者であり、敵対するものではない。監事が、その職務を遂行するに当たり、**独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする**ことを確認的に法律に明記することなども考えられるが、何よりも監事の役割や実態をよく踏まえた議論が必要だと思われる。

（そうであれば大臣任命とすべきではない）

○ 制度の設計及び運用について学術会議の懸念が払拭されるよう引き続き議論していきたい。

以上の原案に対し11月29日の懇談会で示された学術会議の二つの文書の全文を紹介する。何が問題か、両者を突き合わせて考えていただきたい。

#### 資料2 「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」

令和6年10月31日日本学術会議幹事会

第13回有識者懇談会資料2

日本学術会議は、これまで一連の総会声明等により法人化をめぐる政府の考え方に懸念を表明してきた。令和6年7月29日に開催された第12回有識者懇談会においては、日本学術会議会長名で「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」と題する文書を提出し、主な懸念事項を簡潔、

かつ、わかりやすく5項目にまとめて提示した。しかし、残念ながら、有識者懇談会等の議論でもこれらの懸念は払拭されておらず、議論がかみ合っていない。そこには、以下のような理由が存在していると考えられる。

- ・日本学術会議のガバナンスにおいては、既存の考え方にとらわれず自由な発想を伸ばすという学術の本質及び科学的助言の中立性確保の必要性を踏まえた観点から、一般の行政組織とは全く異なる設計コンセプトを必要とするという理解が共有されていない。

- ・したがって、政府の法人化案は、依然として行政組織のガバナンス構造を基礎としており、ナショナルアカデミーの特殊性に配慮してこれに若干の修正を施すという発想から抜け出せていない。

ナショナルアカデミーの最重要の役割は、普遍的・俯瞰的観点から勧告権に基づく科学的助言を行うことであり、これまで日本学術会議が示してきた5要件1は、それを実現するために必要不可欠な条件である。監事や外部評価委員を大臣が任命することは、独立行政法人等にはあてはまるものかもしれない。しかし、そのような政府主導によるトップダウン型のガバナンスは、科学的助言の中立性を損なうおそれがあるため、ナショナルアカデミーの基本理念と矛盾する。それ故、仮に日本学術会議を法人化する場合には、別添のような案をもとに議論すべきである。

日本学術会議のより良い役割発揮の実現を目指す本懇談会において、より建設的な議論を行うために、5要件を充たしつつ、適切なガバナンスを確保するために必要な観点を、以下に提示する。

### ●ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス

学術の発展は、ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンスを必要とし、監事や外部評価委員を大臣が任命するトップダウン型の構造とは相容れない。独立性、自律性を保障された日本学術会議は、学術をすべての人のものとするために、パブリックコメント等を通じて、国会、政府、産業界のみならず、大学等の研究機関、学術団体、NGO、市民を含む幅広い多様な人々とのコミュニケーションと参加を促進する。そのことにより、日本学術会議は、運営の透明性を確保し、それらの多様な主体に対する説明責任を自律的に果たすことを目指す。

### ●国際性

学術は本来公共財であり、学術が解決すべき課題の多くには国境がない。独立性・中立性の確保

をはじめ、ナショナルアカデミーが共通で抱えるガバナンス上の課題についても、日本学術会議が新たに設置した国際アドバイザリーボードを活用するなど、海外のナショナルアカデミーと密接に連携しつつ対応することが望ましい。

### ●組織の基本構造を法定することによる民主的正統性の確保

時の政府の意向に左右されないよう独立性を確保するためには、独立性の保障をはじめ組織の基本構造を法律により定めるとともに、詳細を日本学術会議の会則による自律的な決定に委ねることによりその独立性を制度的に保障する必要がある。

### 資料3 日本学術会議の会員選考に関する方針

2024.11.26 日本学術会議幹事会

第13回有識者懇談会資料3

日本学術会議では、会員選考に関しては、学術の自律性・独立性に鑑み、基本的な事項のみ法定し、柔軟で迅速な活動のために詳細は内規で規定することを方針としている。そこで、日本学術会議は、7月29日の有識者懇談会に提出した会長文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」において、「4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること（コ・オペレーションの考え方の逸脱になる）」、「5. 選考助言委員会の設置を法定すること」は、到底受け入れられないことを表明した。

これに基づき、11月11日の会員選考等ワーキング・グループにおいて、「日本学術会議の会員選考に関する論点」として、特別の選考方法の導入と選考助言委員会の設置の法定が、如何に「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するものであるかについて説明を行った。日本学術会議として、この方針の変更は考えていない。

日本学術会議の会員選考の方針として、内閣府が提示する特別な選考方法の導入と選考助言委員会の設置の法定が不要であることを再度説明し、加えて、法定すべき基本的事項を提示する。

### ・特別な選考方法と選考助言委員会について

特別な選考方法に関しては、仮に日本学術会議が法人化するとしても、そのミッションに基本的変更はなく、ミッションに基づく活動は第26期から第27期へ継続するのであり、そこに断絶があってはならない。また、会員選考と法人化は本来別次元の問題であるにもかかわらず、政府案ではこの法人の設立委員が選考委員を任命するとあ

り、この方式は合理性に欠ける。

そもそも、第 26 期に選考され第 27 期も会員を継続する者は、第 26 期の期首において内閣総理大臣から任命され、その付与された役割を 6 年間全うすることを託された者である。その者たちを再度選考に付さねばならない理由が不明である。

このように、第 27 期の会員選考にあたって特別な選考方法を採用することには合理的理由がなく、日本学術会議の活動に混乱を付加するのみである。したがって、特別な選考方法は不要である。

選考助言委員会に関しては、一定の外部の社会集団の利害が会員選考の方針に影響を及ぼすことを懸念している。これは、会員選考にあたって外部の意見を聴取しないという意味ではない。日本学術会議内部に設置されている選考委員会においては、これまでも各種の外部団体に意見聴取を行い、会員の推薦も依頼するなど、会員選考の改革を着実に進めており、日本学術会議が説明責任を負うべき様々な社会的アクターとの関係にも十分配慮したものとなっている。

問題は、所定の要件に従って任命される選考助言委員会を法定することにあり、それによって外部の一定の社会集団の利害が長期にわたって会員選考の方針を左右しかねないことにある。選考助言委員会委員の任命要件が法定されれば、会長が任命するとしても、委員会の構成が一定の視点から強く方向づけられることになる。

また、選考助言委員会が、会員選考に関する方針、選考基準、選考する会員数、専門・分野別の配分、外部からの推薦手続、投票の方法等の案の作成など、選考のあり方やプロセス全般について意見を述べることになれば、コ・オペレーションにより自律的になされるべき会員選考のあり方が大きく制約されることになる。

したがって、新たに選考助言委員会を法定することは不要である。

#### ・会員選考について法定すべき事項

日本学術会議の基本構造を法定することは、民主的正統性の確保と独立性の制度的保障のために不可欠である<sup>20</sup>。会員選考に関して言えば、現行の日本学術会議法と同様に、会員数・任期・定年及び会長の選考方法がそれに該当する。その詳細は、7月19日の会員選考等ワーキング・グループに提出した「会員選考のあり方の検討状況について」においてすでに説明したところである。会員数に関しては、目的に応じて数十名規模の追加を検討しているが、任期・定年及び会長の選考方法に関

しては、部分的に柔軟性を持たせるとしても、原則として現行法の規定から大きな変更をしない方向で検討している。これらに関しては、引き続き内閣府とも議論を重ねてゆく。

法定すべき事項は上記のとおりであり、これら以外の事項に関しては、内規で定めることによって、自律的かつ機動的に活動する基盤が付与され、日本学術会議のより良い役割発揮が可能となる。

## 日本学術会議総会 (10月21-22日) の報告

10月21-22に行われた日本学術会議総会の簡単な報告と、コメント(私見)★を付記する。なお総会初日の様子は下記 Youtube でまだご覧になれる。(そのうち削除されるかもしれない)その開始からの時間を各発言に付す。

<https://youtube.com/live/OUfcD-i8mRg>

また総会二日目は下記でご覧になれる。

<https://youtu.be/iXkQmW3WZxw>

総会配布資料は下記からダウンロードできる。

<https://www.sci.go.jp/ja/member/iinkai/soka/i/siryol92.html>

1) 冒頭に挨拶した坂井担当大臣は「学術会議の独立性・自律性を高め機能を強化するという観点から、有識者懇談会及びワーキングで独立した法人格を有する組織として必要な法制の検討を進めている。4月総会の声明で、継続的かつ建設的な協議を求めるといった意見をいただいているので、丁寧に検討を進めていきたい」と述べた(16:40)

2) 続いて会長から活動報告がなされた。議論は午後。学術会議の在り方に関しては資料2 p.7、28:00~の発言を参照。

3) 午後の第一議題は政府が策定する「第7期科学技術イノベーション基本計画」に対する学術会議の「提言」案が科学者委員会学術体制分科会の林委員長より提起された。(3:13:30より3:45:00)資料参照 その後質疑が1時間程行われた(4:50:00まで)。資料p.11に示されているように、従来の提言とは異なり、政府の政策担当者とのチャンネルを作るために提言1で「喫緊の社会課題対応に役立つ科学技術」について取り上げ、提言2に従来トップに掲げていた「基盤研究の充実」を示し、そして提言3として「科学と社会の変容を促進する基盤整備」としてオープンサイエ

ンスなどを提起し、最後に提言 4「高度な人材の育成と多様な活躍」を提起している。

★CSTI が主導して決められる「第 7 期科学技術イノベーション基本計画」に対して、学術会議の側から、この間の「選択と集中」政策が大学の運営費・研究費不足、非正規研究者の増大、その結果として博士課程進学者の減少、基礎研究力の低下等をもたらしていることへの批判と抜本的対案が出されるべきではないかと感じた。

4) 休憩後、日比谷副会長から「会員選考のあり方の検討状況等について」(総会資料 7) が報告された。(5:05:00 より) ここでは 10 月 16 日に 3 か月ぶりに開催された内閣府の選考ワーキンググループの会議で内閣府が出した補足資料 p.14-17 と学術会議が出した資料 p.8-10 をもとに説明された。p.8-10 は、【現行、会員制度の改革案(現行制度を学術会議として微修正する案)、法人化検討案(法人化する場合の学術会議案)、有識者懇で検討中の案(大臣決定に基づく内閣府案)】の 4 つを対比している。議題が「会員選考のあり方の検討状況」だったこともあり、その後の質疑でも、会員数、定年を 75 歳にすることの是非、部分的に投票を入れる可能性、内閣府提案にある選考助言委員会の機能を制限すればよいのでは、などの意見が出されたが、「法人化」案の本質的な問題にどう対処するかについてはほとんど議論されなかった。

5) 最後に発言した H 委員から (6:33:50)、「特別な法人として国が財政的支援を行なう場合は、中期計画を作成し、大臣が任命する評価委員会の評価を受けなければいけない。公益法人としてナショナルアカデミーの地位を定める限り、経費の一部を補助する、としかかかれていない。国による管理と国からの資金を引き換えにした案しか出されていない、という問題意識をここで全員が共有する必要がある。これはおかしな話で、公益に資するものであれば国がお金を出すのは当然で、活動に口を出すことと引き換えにするのは全くおかしい。これに対抗する論議はきちんと固めて臨む必要がある。」という意見が出されたが、それを巡る議論はなされなかった。

★初日の議論では「重大な決意」と会長が語った際の緊張感が感じられなかった。総会の中で選考助言委員会については選考の透明化を図ることに限定して認めてもよいのではという意見も出された。また中期計画についても、米国アカデミーが出しているような計画ならばよいのでは、と言う意見もあった。しかし最も重要な大臣任命や新た

に発足するときの会員選考問題については内閣府が撤回しない限り妥協の余地はない。またここには入っていないが財政の問題も重要。法人化した場合に、政府は様々な条件をのまなければ金を出さない。そういう独立性の侵害をどう打ち破るかについてはほとんど議論がなされなかった。

6) 総会二日目 アクションプランの報告と質疑の後、総会が残り一分となった時にお二人から発言がなされた。(二日目映像の 2:08:24 から)

H 会員

「アクションプランを含めた昨日からの議論の基本を確認したい。今回の総会の議論は、より良い学術会議になるのならば法人化を否定するものではない、というものではない。我々は法人化を容認したうえで細部の検討を昨日から行っているのではない、ということを確認したく思います。日本学術会議の基本的立場はあくまで 5 要件の重要性を強調し、様々な改革は現行の設置形態を変えなくても内規等の形で十分に行っているのであって、したがって法人化の必要はないのであります。この基本は改めて明確にされることが重要ではないかと考えます。以上です」

光石会長

「ありがとうございます。おっしゃられるとおりでありまして、昨日の資料(小寺註 総会資料 7 p8-10 の「法人化検討案」を指すと思われる)は、仮に法人化したとするとという前提のもとですので、われわれは法人化するともしないとも言っていないので、あくまでもより良い役割を発揮できることを条件に、という議論でございますので、おっしゃられる通りです」

K 会員

「手短かに一言だけ、基本的には H 先生のご意見に全く同じです。非常に気になったのは、昨日やったのは条件闘争ではないのだということ、基本的な学術会議の幹事会の方針におそらく私たちは皆賛同しているのではないか。それは何かと言いますと、7 月 29 日に出されましたあの懸念はほぼ共有できたのではないかと考えています。従いましてこれはぜひ貫徹していただきたい。気になった議論の一つだけ申し上げますと、評価であるとか監事を置くことでお金がもらえるのだったらそれはそれでいいじゃないかと、逆にそれでお金をとってくるという方法があるのじゃないかと、いう話が出ておりましたが、これは私はトロイの木馬だと思います。あるいは蟻の一穴と言ってもいい。非常に怖いことで、最初はいいかもしれませ

んけれど、おいおいおそらく崩される。なぜならば本来お金を出すのは必要経費と書いてありますので、必要経費しか出してくれない。そういう中で結局私たちが自主努力によって金を集めてこなければいけない。非常勤のこれだけの集団がどうして営業的な、大学法人のような仕事をやらねばいけないのか、結局 20 年後、30 年後の学術の世界に大きな影響を与える。今私たちはそういう中にいるんだということを基本的に共有していただければありがたい。それは 7 月の懸念でございませう。したがって私は幹事会の方針には完全に賛成でございませうが、どこに蟻の一穴、地雷、トロイの木馬が仕掛けられているのかということをお私たちはきちんと見抜かなければいけないと思っております。」

光石会長「まったくその通りでございませう。ありがとうございます。」

★総会の最後にお二人がこの発言をされ、光石会長が「その通りです」と応じたことは重要である。この意見と会長の回答を、本総会の確認として記録していただきたいと思う。

二日間を振り返って、このことこそが時間をかけて議論され、確認されねばならなかったと改めて思う。7 月 29 日の会長発言は有識者懇談会の中でも重く受け止められた。だからこそ筑波大学学長の永田委員は「話している最中に、これが取りまとめられないのなら重大な決意をするとはおかしい。それだったら初めからこの会に出てきてはいけない」という許し難い威圧的な発言を行った。

この 5 項目が受け入れられないときには学術会議はどうするのか、重大な決意とは何か、ということをお会員が議論し、会長の決意を共有し、それを総会決議として確認することが必要だったのである。特に最後に出てきたお金の問題、そして新学術会議の会員選考の問題は絶対譲れないことで、しかし内閣府も今の状況ではこれを撤回するとは考えられない。このままいけば年内、あるいは年度内に懇談会の最終報告が出され、来年の通常国会に法人化法案が出される可能性が高い。梶田前会長は「理念なき法人化は『日本の学術の終わりの始まり』」（『地平』24 年 10 月号）という危機感を語っている。しかし「学術会議の法人化は社会問題化していない」と 10 月 10 日の毎日新聞夕刊 2 面の大きな記事で千葉記者が指摘しているように、危機感はお科学者にも市民にも広がっていない。法案が出てからでは間に合わない。今

から内閣府「法人化」案の問題を大学、学協会、市民団体などで様々な場で話し合っているかと思ふ。（文責 小寺隆幸 10 月 25 日記）

## 関連資料 学術会議総会を巡る WG の議論 組織・制度WG 第 9 回 11 月 5 日議事要旨より

有識者懇談会や二つの WG での議論の中には本当に次元の低いものもあり、これで日本の学術の未来が左右されると思うと悲しく、また腹立たしくなる。ここでは上記の総会での光石会長発言にふれた WG の議論を紹介する。

### ○藤川委員

総会の最後にお一人の方が、今のままがよい、法人化は不必要だとコメントされる中で、会長がおっしゃるとおりとコメントされたことに、非常に絶望の思いを私は持ちました。9 回目のこのワーキングは何なのか、法人化不要だということをお会長が「おっしゃるとおり」とおっしゃるのであれば、一体何のためにやっているのかと非常に疑問に思いました。

### ○大久保学術会議第一部副部長

今回の政府案のように大臣決定では何よりも独立性を徹底させることが重要であると言いつつも、現在日学内部に置かれている評価委員をお大臣任命にして内閣府に置くであるとか、監事のお大臣任命であるとか、この部分は独立性の低下以外の何物でもない。なぜ国にとどまっているのかといえば、現行制度と比較して独立性が強化される案になっていないからであるという一言に尽き、そしてそれ以外の法人化がイメージできないのであれば、現在の日学は通常の行政組織ではなく、特別な総理所轄の組織として独立性が保障されている。ここにこそ制度的な保障の意味があるのであって、設計のコンセプトの違い、ここをぜひとも考えていただきたい。今回の法人化の目的が独立性の徹底にあるという政府の目的自体が、本当にそれが目的なのかどうかを問いたいと思ひます。

### ○笹川室長

独立性をより保障することによって機能強化を進めていくという点で一致しています。国の外に出て公正性に疑念が持たれないようになることは最大のことだと思ひますし、国の公務員でなくなることによって任命手続にも国が一切関与しなくて済むことになる、そして財政的にも国に完全に握られるのではなくて自分たちでさらに大き

くお金を集めて活動できるようになる、大きく言うところの3つが挙げられていたと思います。

監事や評価はそれに伴って必要な仕組みを担保するための付随する仕組みであり、それをなるべく軽いものにしていこうということで、このワーキングでもいろいろアドバイスをいただいて設計しつつあるということです。今日もまたなぜ法人がいいのかというもう1年近く前に終わった話にまた戻ってきているというのは、まさにかみ合っていないという印象を受けている次第です。

#### ○瀧澤委員

今までの国の特別な法人のほうが独立が保たれていたのではないかというお話でした。任命拒否ですね。あれはまさに独立性が保たれていないことの証明だったと思うのです。今の制度のまま行けばもう一回ああいうことが起きても不思議はないと思いますし、私は二度とあのようなことが起きてはならないと思います。今の日本のアカデミーとしてああいうことが起きることは国際的にも非常に恥ずかしいことだと思います。しかしそれを許す制度になってしまっているのが現状だということをご理解いただきたい。

日本の近現代史で三権のどこにも属さない組織が何をしたのかを思い起こしていただきたい。統帥権ですけれども、今の日本国憲法でいえば立法、司法、行政の3つの独立した機関が相互に抑制し合っていてバランスを保っていますけれども、そのどこにも属さない国の機関ということです。今の学術会議の先生方が暴走するとは考えてはいないですけれども、しかし、制度上、極端に言えばそういうことも許すような制度は、今ここで改めるべきではないかと思います。

ですから、国の予算あるいは勧告権といった公的な資格を持つような公的な性格を持つ機関であれば、ある一定の歯止めが必要というのは当然かと思えますし、逆に海外のアカデミーのように公益法人や非営利団体など民間組織で政府から切り離して、勧告権といった法的な位置付けがないとは、私たちが基本的に考えているものが違うわけです。もし逆に本当に海外のアカデミーのようなものであるとするならば、最初から予算が100%国によって認められているような組織にはなり得ないということかと思えます。そのトレードオフは当然のことかと思えます。

#### ○大久保第一部副部長

現行法では本来推薦に基づいてと書かれておりますので、少なくとも理由を示さない拒否はおよ

そ法の想定していないところだったと考えられますので、法の適正な運用は日学の問題ではなくて政府の問題であると考えております。

それから、どこの三権にも属さない、民主的な正統性を持たないあるいはガバナンスが確保できないのではないかという御懸念に関しましては、基本的には日学が持っているのは科学的な助言機能だけであって、何らかの公権力を有していることは一切ありません。そして、科学的助言の権威はその内容に由来するという事は、各国のナショナル・アカデミー共通の理解ではないかと思っております。

日学の民主的正統性は、第一には立法者がそのような独立したナショナル・アカデミーを制度的に保障するという意思を示すことそのものによって担保され、そしてその運用に当たりましては、基本的にはその組織自体の民主的構造、それから単に特定の人々のコントロールではなくて幅広い国民の方々とコミュニケーションを徹底することによって説明責任と透明性を自律的に確保することが、学術としてはふさわしいガバナンスの確保の方法ではないかと思っております。

#### ○只野学術会議第一部会員

現行の統治機構の中でも独立性を持った機関はいろいろ存在していると思います。ただ、それぞれの機関の特性に応じて適切な位置づけがなされているというものかと思っております。加えて、学術会議につきましては、何か強く政治を拘束するような、こういう権限は持っていない、そこは非常に慎重な制度設計がなされているものと思っておりますので、統帥権と対比されたらさすがに行き過ぎかと思えますけれども、制度上、適切な位置づけはされているだろうと思っております。

#### ○宝野委員

任命拒否の問題に戻ってしまうと、議論が進まなくなってしまいます。この場は未来志向の議論を進めていただきたいと思っております。

#### ○永里委員

光石会長は本音は法人化に反対なのですか。そういう言い方に聞こえました。望ましい形に法人化すれば自由に活動ができるし、自由に真理の探究ができるはずで。ここは学術会議を交えて望ましい法人化を考えるべきだと思っておりますので、そういう議論をしたいと言っているのです。

このような低次元の議論で、日本の学術の未来が決まっていく。ぜひ議事要旨をごらんください

# 被団協、ノーベル平和賞受賞と軍学共同反対をつなぐもの 大学は軍事研究反対の毅然とした態度を

赤井純治（新潟大学名誉教授、軍学共同反対連絡会事務局）

被団協、ノーベル平和賞受賞という嬉しいニュースが報じられた。よく考えてみると、このことは、軍学共同反対につながるものがあることに気づいた。つまり、新潟大学でも制定した大学非核平和宣言である。1980年代、全国的にこの運動が広がった。

新潟大学非核平和宣言では、まず、非核、つまり核兵器の完全禁止を謳うと共に、次に軍学共同に反対することをとりわけ強調している。1980年代後半、このころ、核の冬の問題が大きく注目され、核戦争の危機感が強くあり、核兵器禁止の大きな世論としてあった。本来は、今がそれ以上の危機の時期でもあるが。

この状況を反映して、たとえば、1985年からはじまった、広島・長崎からのアピール署名運動は、全国の自治体ごとにその過半数署名を目指して広範囲に取り組みされた。新潟市でも3年目の1988年、当時の人口過半数を超える23万8千余の署名を集めた。私はその時の、新潟市の署名推進委員会の事務局長役であった。そしてこの時期に重なって、大学・研究所等で非核平和宣言が数多くの大学で取り組まれた。大学では5つ、名古屋大学、山梨大学、茨城大学、小樽商科大学、新潟大学でこの宣言が採択された。新潟大学では、教職員の過半数を超える1600人余の賛同を得て、制定に至った。研究所でも、同様に取り組まれた。新潟大学では、平和教育に力を置くなどして、曲がりなりにも、その精神を今もなんとか維持できているかと思う。

そこで、この被団協ノーベル平和賞受賞は、新潟大学非核平和宣言で核廃絶を謳っている趣旨に即して、被団協に祝意を表明したいと考えたのと同時に、非核平和という点で、この平和の意味を再考する機会を与えてくれた。この非核平和宣言に謳っている、平和とは、大学にとって、第一に軍事研究をしない、ということである。ここ



らのことを、再度全国の大学にも考えてもらいたいと、アピールとして、発表することとした。新潟大学の有志でのアピールが以下である。

## 被団協ノーベル平和賞受賞にあたり、改めて、大学からの非核平和の発信を訴える

ビッグニュース、被団協がノーベル平和賞を受賞が、世界を駆け巡った。新潟大学は、非核平和宣言をおこなった全国5大学のうちの一つという立場から、心からの祝意を表したい。長年にわたる核兵器の非人道性と核廃絶を訴えて来られた努力は絶大なもので、これが核兵器禁止条約にまでつながった。

そして、改めて今、大学からの平和の発信も重要であることを訴える。新潟大学非核平和宣言では、核兵器の完全禁止をまず謳う。かつて広島長崎からのアピール署名では新潟大職員組合を中心に3.5万の署名を集め核兵器禁止を訴えてきた経験もある。今の情勢、グテーレス国連事務総長、中満泉軍縮担当をはじめ核使用・核戦争への危機感が言われており、受賞はこの危険への緊急の警告の意味も持つ。核共有が持論の石破首相や維新の会への痛烈な批判でもある。

さらに宣言では、軍学共同に強い懸念を示し、大学の教育・研究・医療は、平和と人間の尊厳を守り、社会の発展に寄与すべきで、いかなる軍事関係者との共同研究はしない、そこからの研究資金の受入れはしない、またその機関に属する者の教育は行わない、ことを明言している。今、軍学共同が、日本の大学へ浸透しつつある状況を、大変懸念する。大学は本来のあるべき姿を捉え直し、毅然として対応すべきである。

いま大軍拡、戦争準備が着々と進むが、これは核抑止力につながっている。今回のノーベル平和賞がこれに待ったをかけた形である。石破首相は、ウライナがなぜ攻められたか問い、核を放棄したからと言う。ならば、全世界の国が全て核を持つべきだということになる。これは国際法としての核禁条約が発効している現時点で、人類の歴史の歯車を逆転させる愚行である。核抑止とは実際に使うことを前提としている。シュルツ元米国務長

官も「数十万、数百万の市民がいるところに、文明国の指導者なら核を落とせない。ならば抑止にならない」と指摘。それでも、核使用というなら、狂気の沙汰で、文明国の人間ではありえない。これが核の非人道性ということでもある。

改めて、広島・長崎の惨状と戦争の悲惨が生み出した平和憲法の9条を掲げ、徹底的な対話、平和をリードする日本の原点にかえるべきである。そして世界も、この受賞を機に、大きく核兵器完全廃絶へ大きく進む時である。

また宣言では、戦前の大学は、学問の自由・大学の自治が奪われ侵略戦争へ加担させられた歴史の教訓にも触れている。現在、政府による学術会議法人化強要の動きがあるが、この戦前の動きに重なって見える。

「学術研究および教育の最高機関」である大学は、知と知性の拠点で、平和目的であるべき学術・研究・教育・医療のあり方を、思い起こさせてくれたのがこのノーベル平和賞であり、国民の先頭に立って、平和を発信してゆくべきことをここに改めて訴える。

2024年 10月

新潟大学 教員・職員・学生有志  
代表 赤井純治 (新潟大学名誉教授)  
山崎 健 (新潟大学名誉教授)

=====

この姿勢が、歴史を振り返り、人類に貢献する大学のいわば原点であろう。

軍学共同反対の運動の中で、若い研究者・教員の中に、研究費不足からか、研究ができるなら、防衛省(軍事関係機関)からの研究費でも構わない、という考えも強まってきていると感じる。しかし、それは間違っているということ、このノーベル賞を機会に考え直してほしい。大学のトップ、執行部にも、さらにこの原点に返って、深く考えてほしい。

折しも、衆議院選挙で、国会の様相が大きく変わった。自民党政治からの脱却を志向する大きな流れ、そして改憲勢力が2/3を割った。これまでの、大軍拡一辺倒の政治は今後の展開次第で、大きく

変わるかもしれない。あるべき、平和の学問が大きく復活した時、今の軍事研究を許容した自らを恥じることのないよう、研究者としての矜持を持ち続けてほしい。この選挙の結果は、一人ひとりの投票結果である。一人1票が政治を変えることを示した。大学人が一斉に運営費交付金を増やせ、学費を半額に、給付型奨学金を大幅に増やせなどと、声を上げる、あるいはストライキも辞さずという構えで迫ったらどうなるだろう、こういうことも考えるべきではないか。さらに。来年参院選で大きく平和の勢力が伸びたら(また伸ばさねばならないが)、大軍拡からの方向転換、大学予算の拡充・余裕ある学生生活、平和への道を歩み始めるかもしれない。この未来に恥じないような矜持が いま 求められる。

【追記】 また、最近の報道で、防衛装備庁が安全保障技術研究推進制度の中に概算要求で、新たに“補助金”という支援する制度を創設するという。タイプDは5年で最大20億円、タイプEは2年間で最大500万円。大学の研究者に、軍からの資金を受け取ることに、抵抗を小さくし、全体として大学・学術界を軍事研究に巻き込んでゆこうという策と受け取れる。原発誘致と同じ、札束で意のままに動かそうという手法である。大学教員が、こういう金に目が眩む無節操、不見識、科学者倫理も何も投げ捨てた態度でであって良いものか。戦前の歴史をしっかりと学んだのか、マンハッタン計画のオッペンハイマーの映画を見たのかなど、問いたい。いま、学術会議の法人化の動きも併せて、いわば、大学・学問と戦争・平和をめぐる歴史の岐路にある。そして、昨今の情勢からは、新たな政治プロセスがはじまりかけており、平和勢力が力を合わせて闘えば、明るい未来が開けることも、指摘したい。



## 軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・大野義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (pokopeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)